

久下けやきハウス 利用料金表

1割

事業所番号: 1173800465

(令和元年10月1日より適用単価)

減免対象者		1ヶ月あたりの利用料(30日換算)							
要介護度	①基本単位	②加算	③計(①+②)	④(③×1.027)	⑤居住費	⑥食費	⑦その他	⑧負担合計 (④+⑤+⑥+⑦)	
第2段階	要介護1	19,140	5,358	24,498	25,160	24,600	11,700	6,480	67,940
	要介護2	21,150	5,579	26,729	27,451				70,231
	要介護3	23,340	5,820	29,160	29,948				72,728
	要介護4	25,380	6,044	31,424	32,273	(1日あたり) 820	(1日あたり) 390	(1日あたり) 216	75,053
	要介護5	27,390	6,265	33,655	34,564				77,344

減免対象者		1ヶ月あたりの利用料(30日換算)							
要介護度	①基本単位	②加算	③計(①+②)	④(③×1.027)	⑤居住費	⑥食費	⑦その他	⑧負担合計 (④+⑤+⑥+⑦)	
第3段階	要介護1	19,140	5,358	24,498	25,160	39,300	19,500	6,480	90,440
	要介護2	21,150	5,579	26,729	27,451				92,731
	要介護3	23,340	5,820	29,160	29,948				95,228
	要介護4	25,380	6,044	31,424	32,273	(1日あたり) 1,310	(1日あたり) 650	(1日あたり) 216	97,553
	要介護5	27,390	6,265	33,655	34,564				99,844

減免対象外		1ヶ月あたりの利用料(30日換算)							
要介護度	①基本単位	②加算	③計(①+②)	④(③×1.027)	⑤居住費	⑥食費	⑦その他	⑧負担合計 (④+⑤+⑥+⑦)	
第4段階	要介護1	19,140	5,358	24,498	25,160	72,000	49,500	6,480	153,140
	要介護2	21,150	5,579	26,729	27,451				155,431
	要介護3	23,340	5,820	29,160	29,948				157,928
	要介護4	25,380	6,044	31,424	32,273	(1日あたり) 2,400	(1日あたり) 1,650	(1日あたり) 216	160,253
	要介護5	27,390	6,265	33,655	34,564				162,544

- ※1 上記利用料のほかに、初期加算として入居した日から30日間は1日あたり30単位がかかります。
- ※2 ②の加算として、(1)夜勤職員配置加算(Ⅱ)1日18単位、(2)栄養マネジメント加算1日14単位、(3)日常生活継続支援加算1日46単位、(4)処遇改善加算(Ⅰ)(サービス単位数の11.0%)、(5)口腔衛生管理体制加算1ヶ月30単位、(6)看護体制加算(Ⅰ、Ⅱ)12単位、(7)生活機能向上連携加算1ヶ月200単位、(8)褥瘡マネジメント加算3ヶ月に1回10単位があります。
⑦のその他は、日用品費1日216円です。外泊時費用(1日246単位、月6日限度)が算定されることがあります。
- ※3 入居一時金等は、一切ありません。
- ※4 個別対応等の特別なサービスについては、全額個人負担となります。
- ※5 利用料金は、介護保険法の改正等で改定になる場合がございます。

<< 段階について >> *市町村発行の介護保険負担限度額認定証をもとに利用料金を決定しています。

区分	対象者
利用者負担 第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
利用者負担 第3段階	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円を超え、266万円未満の方など)
利用者負担 第4段階	上記以外の方

● 詳しくは、住所地の市町村役場介護保険課に、お問い合わせください。